

他自治体の空き家対策条例(抜粋)

	八尾市 八尾市空き家等の適正管理に関する条例 平成26年1月1日施行	京都市 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例 平成26年4月1日施行	東大阪市 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例 平成26年10月1日施行	明石市 明石市空家等の適正な管理に関する条例 平成27年3月31日施行	仙台市 仙台市空家等の適切な管理に関する条例 平成27年5月26日改正施行
氏名等の公表に関する規定	<p>(公表等)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表をすることができる。</p> <p>(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 当該命令の対象である空き家等の所在地</p> <p>(3) 当該命令の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(命令、公表及び標識の設置)</p> <p>第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた空き家の所有者等(建築基準法第9条第1項又は第10条第2項若しくは第3項の規定による命令の対象となるべき者を除く。)が当該勧告に従わないとき、又は空き家が著しい管理不全状態にあるときは、当該空き家の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に従い、又は当該空き家の管理不全状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表するとともに、当該事項(第2号に掲げる事項を除く。)を記載した標識を当該空き家に設置することができる。この場合においては、当該空き家の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(1) 命令を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 当該空き家の所在地</p> <p>(3) 管理不全状態の内容</p> <p>(4) 命令の内容</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(事実等の公表)</p> <p>第22条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。</p> <p>同施行規則(抜粋) (事実等の公表の方法)</p> <p>第13条 条例第22条第1項の規定による公表は、公告及び公衆に見やすいその他の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 命令を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 命令を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>(3) 命令の内容及び命令に従わない旨</p>	<p>(公表及び標識の設置)</p> <p>第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、第3条に規定する義務に違反して、当該勧告に係る措置をとらない場合は、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。</p> <p>2 前条の規定は、前項の規定による公表及び標識の設置について準用する。</p> <p>3 第1項の規定による公表及び標識の設置は、法第14条第3項の規定による命令を行う前に行うものとする。</p> <p>同施行規則(抜粋) (公表及び標識の設置)</p> <p>第4条 条例第9条第1項の規定による公表は、明石市公告式条例(昭和25年条例第10号)に規定する掲示場に次に掲げる事項を掲示して行う。</p> <p>(1) 空家等の所有者等の氏名及び住所</p> <p>(2) 空家等の所在地及び種別</p> <p>(3) 公表の理由</p> <p>2 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、様式第3号のとおりとする。</p> <p>3 前条の規定は、条例第9条第1項の規定による公表及び標識の設置について準用する。</p>	<p>(公表)</p> <p>第6条 市長は、当該特定空家等の所有者等が法第14条第3項の規定による命令に従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地</p> <p>(3) 当該命令の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
緊急安全措置に関する規定	<p>(緊急安全措置)</p> <p>第11条 市長は、管理不良な状態にある空き家等について、第8条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、緊急に危険を回避する必要があると認められる場合で、当該空き家等の所有者等から自ら危険な状態を解消することができない旨の申出があったときは、当該所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置(以下この条において「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。</p> <p>2 緊急安全措置を講ずることに同意した所有者等は、当該緊急安全措置に係る費用を負担しなければならない。</p>	<p>(緊急安全措置)</p> <p>第17条 市長は、空き家の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該空き家の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空き家の所在地及び当該措置の内容を当該空き家の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。</p> <p>3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>(緊急措置)</p> <p>第18条 市長は、空き地又は空き家が管理不全な状態にある場合であって、公衆に対する危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危害の発生を防止に必要な最小限度の措置(以下「緊急措置」という。)を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、緊急措置を講じようとするときは、その内容を当該空き地又は空き家の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等を知ることができないとき又は時間的余裕がないときは、この限りでない。</p> <p>3 緊急措置は、当該空き地又は空き家の所有者等の費用負担において行うものとする。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第11条 市長は、特定空家等が前条第1号に定める状態にあることが明らかであり、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。</p> <p>2 前項の応急措置に要した費用は、当該特定空家等の所有者等に負担させるものとする。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第7条 市長は、空家等(敷地を除く。)の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。</p>
	<p>(応急措置)</p> <p>第12条 市長は、管理不良な状態にある空き家等に危険な状態が切迫し、市民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認められるときは、当該空き家等に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置(以下この条において「応急措置」という。)を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、応急措置を講じたときは、所有者等から当該応急措置に係る費用を徴収することができる。</p>	<p>(軽微な措置)</p> <p>第18条 前条(第2項を除く。)の規定は、市長が管理不全状態にある空き家について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他の別に定める軽微な措置を採ることにより地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることと認めるときについて準用する。</p>			